○新見公立大学自己点検・評価規程

令和５年４月１日

規程第142号

（趣旨）

第１条　この規程は、大学が教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行いその結果を公表することを定めた学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第１項の規定に基づき定めている新見公立大学（以下「本学」という。）学則（平成22年規則第１号）第２条第２項及び新見公立大学大学院学則（平成26年規則第５号）第２条第２項の規定に基づき、本学の自己点検・評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己点検・評価の目的）

第２条　自己点検・評価は、本学の教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的と社会的使命を達成するために実施する。

（基本方針）

第３条　本学の自己点検・評価は、次の事項を基本方針とする。

(1)　公正かつ客観的で信頼性の高い評価

(2)　学外の意見も踏まえた評価

(3)　教育研究活動等の改善を指向する評価

(4)　教員個人の意識改革を促す評価

(5)　付加評価の方法等を考慮した評価

(6)　評価結果の公表

(7)　評価の実施体制、項目及び方法の継続的改善

（評価事項及び評価レベル）

第４条　第２条の目的を達成するため、本学が行う評価事項は、次のとおりとする。

(1)　教育活動

(2)　研究活動

(3)　地域・社会貢献活動

(4)　管理運営

(5)　その他必要な事項

（委員会）

第５条　本学の自己点検・評価は、公立大学法人新見公立大学常任委員会規程（平成22年

規程第８号）第２条別表に規定する評価・将来構想委員会が行う。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

２　新見公立大学評価規程（平成22年規程第58号）は廃止する。